

郡山市上下水道局公告第11号

次のとおり公募型プロポーザルを執行する。

令和5(2023)年4月21日

郡山市上下水道事業管理者 野崎弘志

第1 工事概要

- 1 工事名 堀口・熱海浄水場監視制御設備更新工事
- 2 工事概要 堀口及び熱海浄水場に係る監視制御設備更新 1式
- 3 施行場所 郡山市逢瀬町多田野 外 地内
- 4 施設概要 別添：堀口浄水場概要及び熱海浄水場概要参照
- 5 施行期限 令和8(2026)年3月13日
- 6 提案上限金額 ￥1,800,000,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

第2 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項を全て満たす者とする。

- 1 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- 2 郡山市上下水道局工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱(平成13年4月28日制定。以下「指名停止要綱」という。)に基づく指名停止期間中の者でないこと。
- 3 会社更生法(平成14年法律第154条)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、更正手続開始又は再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更正手続開始又は再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更正手続終了又は再生手続終了の決定を受けた者については、当該更正手続開始又は再生手続開始の申立てがなされなかったものとみなす。
- 4 建設業法(昭和24年法律第100号。以下「建設業法」という。)第27条の23に規定する経営事項審査(以下「経営事項審査」という。)の有効期限が切れていない経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書(以下「通知書」という。)を有する者であること。
- 5 その他プロポーザルに参加する者に必要な資格

(1)	参加形態	単体企業
(2)	郡山市の令和5・6年度工事等指名競争入札参加有資格業者名簿に登録されている者であること。	
	登録業種	電気工事
	総合点又は総合評定値	1,000点以上
	所在地要件	無し
(3)	建設業の許可(建設業法第3条の規定に基づく許可をいう。)を受けている者であること。	
	許可業種	電気工事。ただし、4,500万円以上の下請契約を締結して工事を施工する場合は、特定建設業の許可を有する者

	次に掲げる要件を全て満たす建設業法に定める技術者を配置することができる者であること。	
	資格要件	1級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有していること。ただし、4,500万円以上の下請契約を締結して工事を施工する場合は、監理技術者資格者証の交付を受けていること。
	雇用関係	申請書の提出日において、3か月以上前から申請者との雇用関係が継続していること。
(4)	その他の要件	① 契約金額が4,000万円以上となる場合には、専任で配置すること。 ② 許可業種の区分に関係なく、営業所専任技術者を工事現場に技術者等として配置することができない。 ③ 配置予定技術者は、完了検査の日（検査により修補が必要となった場合は、修補完了後の再検査の日）まで正当な理由なしに変更することができない。 ④ 配置予定技術者が申請書の提出日において特定できない場合は、配置可能な技術者を2名まで申請することができる。ただし、契約候補者となった場合は、契約書の提出日において配置予定技術者を特定して申請するものとする。
(5)	施工実績	平成25(2013)年度以降に、水道事業における施設能力25,000m ³ /日以上の浄水処理施設において、監視制御設備を含む新設又は更新工事(修繕を除く。)を元請として単独又は共同企業体の構成員として施工した実績のある者であること。

第3 担当窓口

〒963-8016

郡山市豊田町1番4号 郡山市上下水道局浄水課浄水事業係

TEL 024-932-7646 FAX 024-939-5822

第4 募集要項等の配布

1 配布期間及び時間

2023年4月21日(金)から2023年5月12日(金)まで(郡山市の休日を定める条例(平成2年郡山市条例第7号)第1条に規定する市の休日(以下「市の休日」という。))を除く。)

午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

2 配布場所 公告第3の担当窓口を参照

3 郡山市ウェブサイトからもダウンロードが可能。

<https://www.city.korivama.lg.jp/site/iougesuidou/72360.html>

※図面等については、電子データで提供可能。(募集要項第3章第4項参照)

第5 説明会の開催等

- | | | |
|---|---------|-------------------|
| 1 | 第1回説明会 | 募集要項 第3章第5項(1) 参照 |
| 2 | 現地案内 | 募集要項 第3章第5項(2) 参照 |
| 3 | 第1回現地調査 | 募集要項 第3章第5項(3) 参照 |
| 4 | 第2回説明会 | 募集要項 第3章第7項(1) 参照 |
| 5 | 第2回現地調査 | 募集要項 第3章第7項(2) 参照 |
| 6 | 第3回説明会 | 募集要項 第3章第9項(1) 参照 |

第6 質問及び回答

- | | | |
|---|-----------|----------------|
| 1 | 第1回質問及び回答 | 募集要項 第3章第6項 参照 |
| 2 | 第2回質問及び回答 | 募集要項 第3章第8項 参照 |

第7 参加申込み

本企画提案に参加を申し込む場合は、参加申込書を提出しなければならない。受付期間を経過した後の受付はできないものとする。

1 提出期間

(1) 期 間 2023年7月18日(火)から2023年7月24日(月)まで
(市の休日を除く。)

(2) 時 間 午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

2 提出先 公告第3の担当窓口を参照

3 提出書類 募集要項第3章第10項参照

4 提出方法 郵送または持参で提出

(郵送の場合は、配達証明付一般書留郵便とし、提出期限必着とする。)

第8 企画提案書の提出

1 受付期間

(1) 期 間 2023年7月31日(月)から2023年8月10日(木)まで
(市の休日を除く。)

(2) 時 間 午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

2 提出先 公告第3の担当窓口を参照

3 提出書類 募集要項第3章第12項参照

4 提出方法 郵送または持参で提出

(郵送の場合は、配達証明付一般書留郵便とし、提出期限必着とする。)

第9 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- 1 参加資格要件を満たしていない場合
- 2 提出書類に虚偽の記載があった場合
- 3 募集要項に示した提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
- 4 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- 5 参考見積書の金額が、提案上限金額を超過した場合

第10 契約候補者の決定

堀口・熱海浄水場監視制御設備更新工事に係るプロポーザル選定委員会設置要綱に基づき設置する選定委員会において、募集要項で定めた基準により、提出された企画提案書の審査を行い、その結果に基づいて本工事の契約候補者及び次順位者を決定する。

第11 契約条件

1 提出された提案書等について選定委員会で審査し、契約候補者として決定された者と随意契約の手続きを行う。

なお、契約候補者と契約締結に至らない場合は、次順位者を新たな契約候補者とし、手続きを行う。

2 契約候補者の特定から契約締結までに、「第9 失格事項」に該当する事由が発生した場合は、契約を締結しないことがある。

3 契約保証金については、免除とする。

4 支払いについては、以下のとおりとする。

	2023年度	2024年度	2025年度
前金払	無し	有り	無し
中間前金払	無し	無し	有り
部分払	無し	無し	有り

第12 その他

1 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

2 企画提案書に関するプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

3 説明会等への出席、企画提案書の作成、及びその説明に関する全ての費用は、申込者の負担とする。

4 提出された書類は返却しない。

5 提出された書類は、提出した者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。

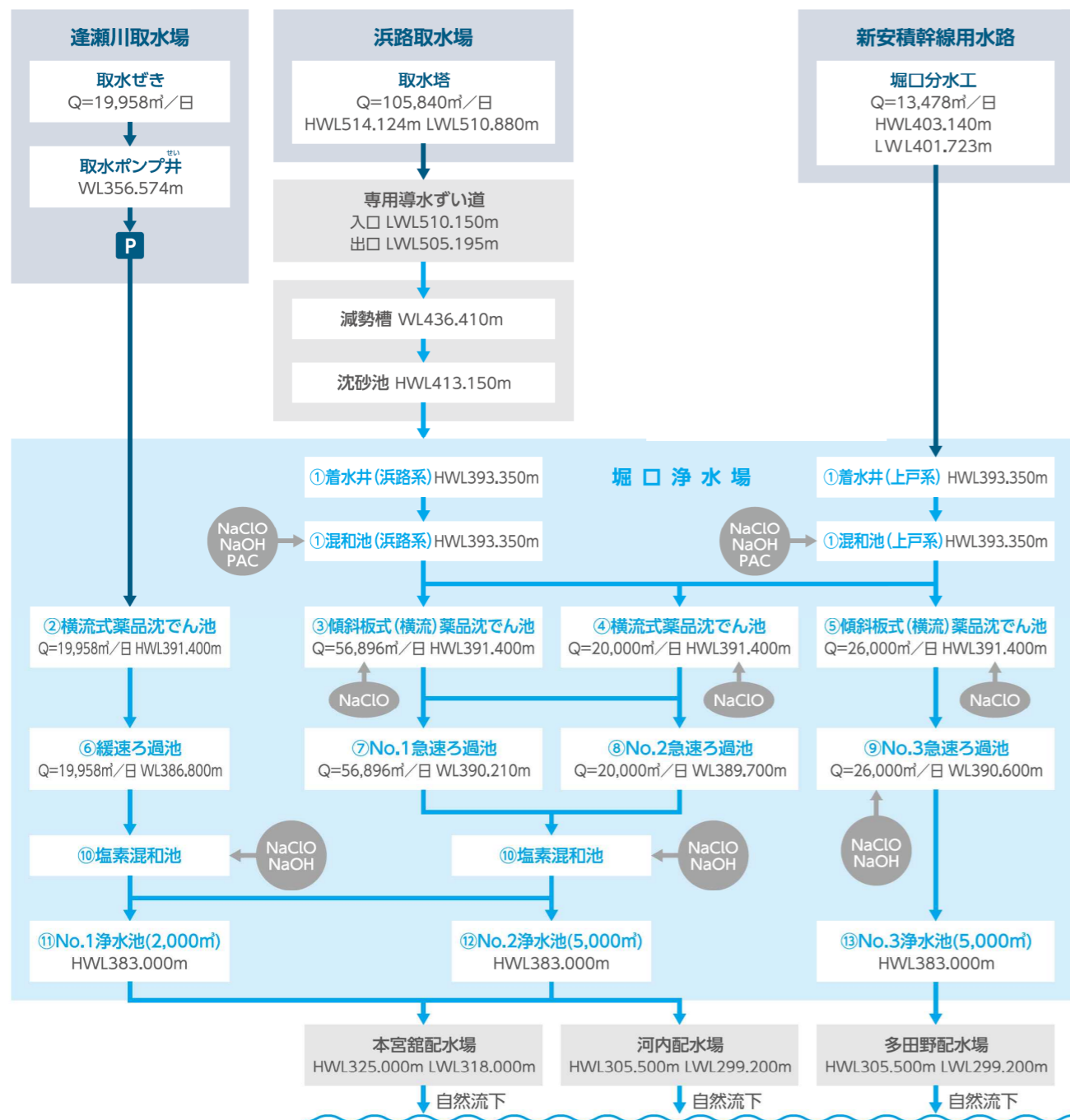
6 その他必要な事項は、郡山市上下水道局契約規程(平成29年4月1日制定、上下水道局規程第5号)及び本プロポーザル募集要項等による。

堀口浄水場

堀口浄水場は、1965(昭和40)年の1市5町7村の合併による新郡山市の誕生に伴う人口増加と給水区域の拡大に対応するため建設し、1971(昭和46)年に給水を開始しました。その後、増加し続ける水需要に対応するため、1979(昭和54)年には猪苗代湖から直接取水を開始しました。

また、2012(平成24)年度末には、老朽化した豊田浄水場を廃止して、その機能を統合するため、施設の拡張を図りました。

現在、施設能力122,000m³/日を持ち、本市の基幹浄水場として全給水量の約8割を供給しています。

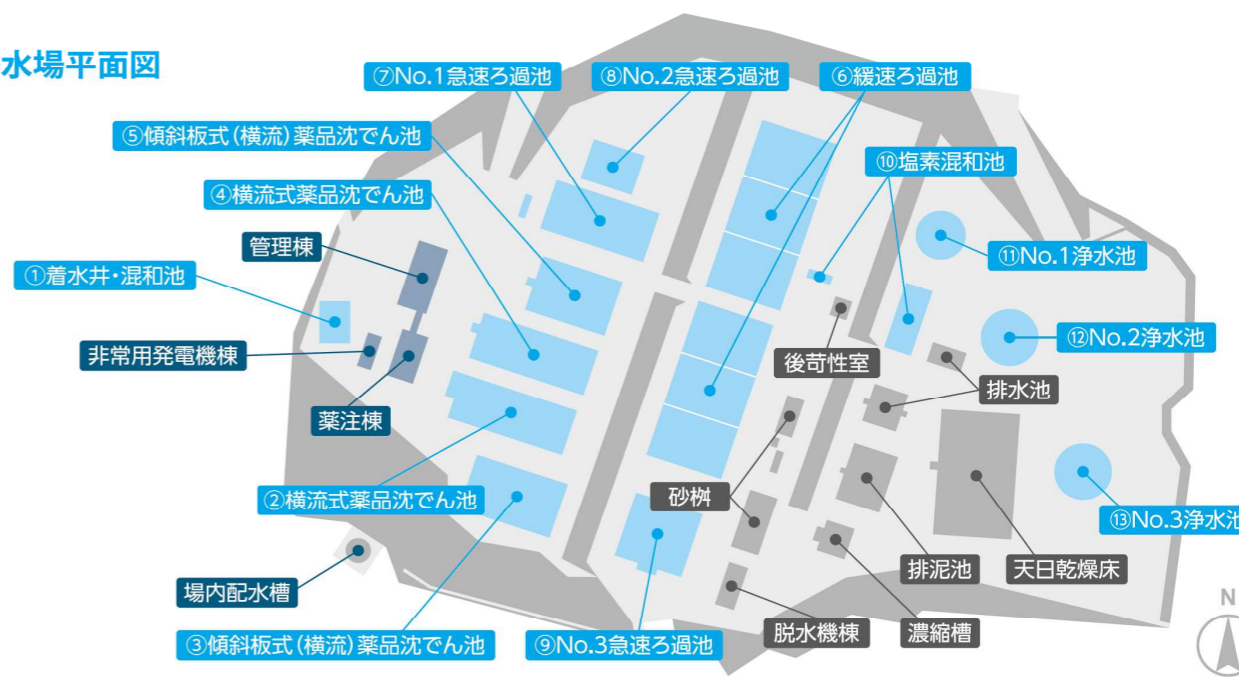


[用語説明] WL:水位 HWL:最高水位 LWL:最低水位 GL:地上面 Q:流量 NaOH:液体苛性ソーダ NaClO:次亜塩素酸ナトリウム PAC:ポリ塩化アルミニウム P:ポンプ

施設概要

所在地	郡山市逢瀬町多田野字元寺1-1	1971(昭和46)年7月13日給水開始	
施設能力	122,000m ³ /日		
取水施設	浜路(猪苗代湖)	取水塔 正方形断面全鋼製 5m×5m 高さ18.7m、導水管SPφ1,500mm 延長187m 取水量105,840m ³ /日	
	堀口分水工(猪苗代湖)	取水口 幅1.86m×高さ0.91m 取水量 13,478m ³ /日	
	逢瀬川	取水ぜき、取水ポンプ 6.95m ³ /分×44m×75kW×3台、取水量 19,958m ³ /日	
導水施設	専用導水ずい道	2R=2m 延長5,304.6m	
	導水管	〈浜路系〉 SPφ1,000mm~φ700mm 延長3,297.6m 〈上戸系〉 DIPφ800mm 延長244.7m 〈逢瀬川系〉 SPφ600mm 延長649.8m	
	調圧水槽	内径5m×深18.6m	
	減勢槽	4m×4m×深7.15m×2槽	
	沈砂池	4m×35.5m×深3.5m×3池	
浄水施設	着水井	〈浜路系〉 4m×5.4m×深4.5m×2系列 〈上戸系〉 2m×7m×深4.5m	
	混和池	〈浜路系〉 4m×3.6m×深4.5m×2系列 〈上戸系〉 2m×2m×深4.5m	
	薬品沈でん池	横流式薬品沈でん池 12m×46m×深3m×2池×2系列 傾斜板式(横流)薬品沈でん池 13.5m×24m×深3.8m×2池×1系列 8.8m×33.45m×深3.7m×2池×1系列	
	ろ過池	緩速ろ過池	27.5m×40m×3池、31.2m×40m×3池(1池予備) (1,100m ³ ×3池+1,248m ³ ×2池)×3.5m/日≒20,000m ³ /日
		急速ろ過池	4m×8m×16池(2池予備)、3.2m×6.4m×8池 (32m ³ ×14池×125m/日)+(20.48m ³ ×8池×122m/日)≒76,000m ³ /日 7.5m×3.75m×6池(1池予備) (28.1m ³ ×5池×185m/日)≒26,000m ³ /日
	薬注設備	PAC注入装置、NaOH注入装置、NaClO注入装置	
	消毒設備	塩素混和池、NaClO注入装置	
	浄水池	2,000m ³ ×1池、5,000m ³ ×2池 計12,000m ³	
	排水処理設備	排水池 3池、排泥池 2池、濃縮槽 1槽、天日乾燥床 4床、加圧脱水機	
	自家発電設備	6,600V、500kVA(400kW)	
	管理棟	事務室、操作室、水質計器室	
	薬注棟	電気室、薬注室、会議室	
	送水施設	送水管 SPφ600mm 8,724m、DIPφ1,000mm 1,627m、DIPφ800mm 2,531 m	
配水施設	配水池 〔本宮館〕 8,800m ³ ×2池 〔河内〕 10,000m ³ ×3池 〔多田野〕 10,000m ³ ×1池(2槽式) 計57,600m ³		

浄水場平面図



[用語説明] SP:鋼管 DIP:ダクタイル鋳鉄管

熱海浄水場

熱海浄水場は、観光地として磐梯熱海温泉が急速に発展したため、それまでの簡易水道施設を整備拡充し、1973(昭和48)年から上水道として給水を開始しました。現在、施設能力2,800m³/日をもち、熱海町に給水しています。



[用語説明] WL:水位 HWL:最高水位 LWL:最低水位 GL:地上面 Q:流量 NaClO:次亜塩素酸ナトリウム P:ポンプ DIP:ダクタイル鋳鉄管

施設概要

所在地	郡山市熱海町高玉字入米ノ倉1	1973(昭和48)年4月1日給水開始
施設能力	2,800m ³ /日	
取水施設	深沢川	取水ぜき、沈砂池1.5m×12.5m×深さ2.9m×1池 取水量3,000m ³ /日
	高濁度処理施設	ろ過装置φ2,000mm×高4.5m×2基、原水槽21m ³ 、処理水槽79m ³ 処理水量125m ³ /時
導水施設	導水管	DIPφ250mm 延長632m
浄水施設	着水井	2.5m×5m×深2.5m
	沈でん池	7.5m×40m×深3.2m×1池
	緩速ろ過池	10m×18m×4池(1池予備)、180m ³ ×3池×5.2m/日≒2,800m ³ /日
	消毒設備	薬注室、NaClO注入装置
	浄水池	6m×7.5m×深2.5m×1池 112.5m ³
送水施設	自家発電設備	200V、100kVA (80kW)
	管理棟	操作室、ポンプ室、電気室
	送水ポンプ	1.6m ³ /分×21.2m×11kW×3台(1台予備)
配水施設	配水池	500m ³ ×1池、769m ³ ×1池、2,000m ³ ×1池 計3,269m ³



高濁度処理施設(深沢川取水場)



緩速ろ過池